

あんなか スマイルキッズ！

「広報あんなか」に子どもの紹介や成長記念に、子どもの写真とコメントを掲載してみませんか。メールで応募してください。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



けんかもするけど大好きなお兄ちゃんといつも元気に遊んでいます！



わたなべ あさひ
渡邊 朝日 ちゃん

おうちで初めてのプール！
楽しいね。



かんばやし ももか
神林 百花 ちゃん

国民年金からのお知らせ 「扶養親族等申告書」の

提出はお済みですか

老齢年金は所得税法により「雑所得」として課税の対象となります。支払われる年金から各種の控除を行い、残りの額から所得税が差し引かれます。

各種の控除を受けるためには、日本年金機構から送られる「扶養親族等申告書」に必要事項を記入して期限までに必ず提出してください。

「扶養親族等申告書」が送られる老齢年金受給者は、次のとおりです。
・65歳以上で年間158万円以上の年金を受けている人
・65歳未満で年間108万円以上の年金を受けている人

この申告書を提出しないと、扶養控除などの控除が受けられず、税金が多く徴収されてしまうことがありますので、忘れずに提出してください。

なお、障害年金や遺族年金には税金がかかりませんので、これらのみを受給している人には扶養親族等申告書を送りません。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。今年度新たに対象となる人は、請求

書の提出が必要です。案内や事務手続は、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる人▼

○老齢基礎年金を受給していて、次の要件をすべて満たしている人

- ・65歳以上
- ・世帯員全員が市町村民税非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が879,900円以下
- 障害基礎年金・遺族年金を受給していて、次の要件を満たしている人
- ・前年の所得額が(4,621,000円+扶養親族の数×38万円※)以下

※同一生計配偶者のうち70歳以上の人は、または老齢扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

請求手続▼

日本年金機構から、順次通知が送付されます。手続が必要な人には、請求書(ハガキ形式)が同封されていますので、提出してください。また、今年度中に世帯構成などの変更になり要件を満たすようになった人については、請求書が届きませんので、**困**国保年金課、**困**住民福祉課または年金事務所の手続をしてください。

年金受給者が死亡したときは

すみやかに届出をしましょう

年金を受ける権利は死亡するとなくなります。年金受給者が死亡したとき

は、「年金受給権者死亡届」を14日以内に年金事務所へ提出してください。提出が遅れると年金が過払いになり、遺族の人から返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

また、受給者が死亡したときに生計をともししていた三親等以内の遺族がいる場合は、申請により死亡した月の分までの年金が支払われます。まだ受け取っていない年金がある場合は、未支給年金を請求できますので、年金受給権者死亡届と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

なお、提出する際には次の添付書類が必要です。

添付書類▼

・「年金受給権者死亡届」のみを提出する場合

- ①死亡した人の年金証書
- ②死亡の事実を明らかにすることができる書類(住民票除票、死亡診断書(コピー可)などのいずれか)

・未支給年金を請求する場合は、前記の①・②に加えて

- ③死亡した受給者と請求者の身分関係を明らかにする戸籍謄本(全部事項証明書)など
- ④生計をともししていたことを証明する書類(世帯全員の住民票など)

- ⑤請求者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)